

## 「働き方改革目標項目及び目標値」(案)

1. 一般労働者の年間総実労働時間 【目標】全国平均以下 (H32 : 2020 年)  
大分県 : 2031.6H (毎月勤労統計調査 H28 年平均)  
全 国 : 2006.4H ( 同 上 )
  
2. 年次有給休暇取得率 【目標】70%以上 (H32 : 2020 年)  
大分県 : 53.7% (H28 労働福祉等実態調査)  
全 国 : 48.7% (H28 就労条件総合調査)
  
3. 男性の育児休業取得率 【目標】13%以上 (H32 : 2020 年)  
大分県 : 6.0% (H28 労働福祉等実態調査)  
全 国 : 3.16% (H28 雇用均等基本調査速報値)
  
4. 25～44歳女性の就業率 【目標】77%以上 (H34 : 2022 年)  
大分県 : 71.7% (H24 就業構造基本調査)  
全 国 : 72.8% (H28 労働力調査)

- ※1 上記2. 3. 4については、内閣府が策定した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標を参考にして設定したもの。
- ※2 今後、法改正等で国の数値目標が変更された場合は、「目標項目及び目標値」を見直すこととする。

# 「おおいた働き方改革」共同宣言（案）

～誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できる大分県を目指して～

人口減少が進展する中、本県産業の維持・発展のためには、優秀な人材の確保や育成が重要であり、女性、若者、高齢者など、多様な人材がそれぞれのライフステージに応じて働くことができる、働きやすい職場環境を整備して、誰もが意欲と能力に応じていきいきと活躍できる社会づくりを進めることが重要です。

そのためには、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進の他、男性の育児休業の取得促進を始めとした子育て・介護等と仕事の両立できる環境整備や、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の導入などによる「働き方改革」を強力に進め、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働生産性の向上に向けた取組を加速させることが必要です。

「働き方改革」を推進するためには、経営者と労働者双方の意識改革が何より重要であり、経営者と労働者が一体となって取り組む必要があります。特に、経営者は「働き方改革」が人材の確保や定着、経営力の向上、労働生産性の改善のための最良の手段であることを認識して、「経営戦略としての働き方改革」を推進することが求められています。

私たちは、このような共通認識の下、各団体や自治体等とも連携して、県内各企業に対する「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを強化するとともに、強い決意をもって、次に掲げる目標の達成に向け、働き方改革を積極的かつ継続的に推進することを宣言します。

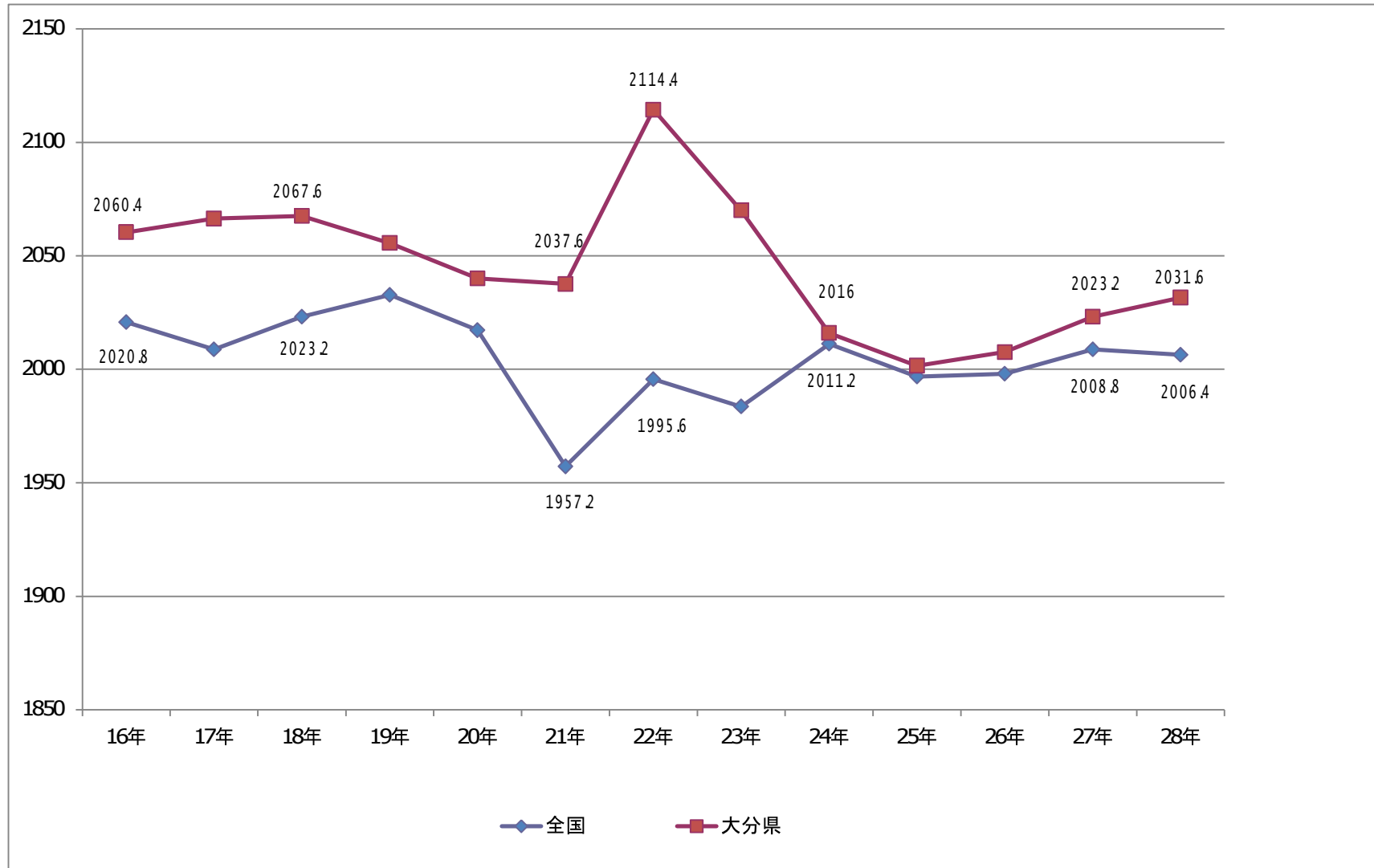
## 【目標】

- ・一般労働者の年間総実労働時間：全国平均以下（H32）
- ・年次有給休暇の取得率：70%以上（H32）
- ・男性の育児休業取得率：13%以上（H32）
- ・25～44歳女性の就業率：77%以上（H34）

平成29年 月 日

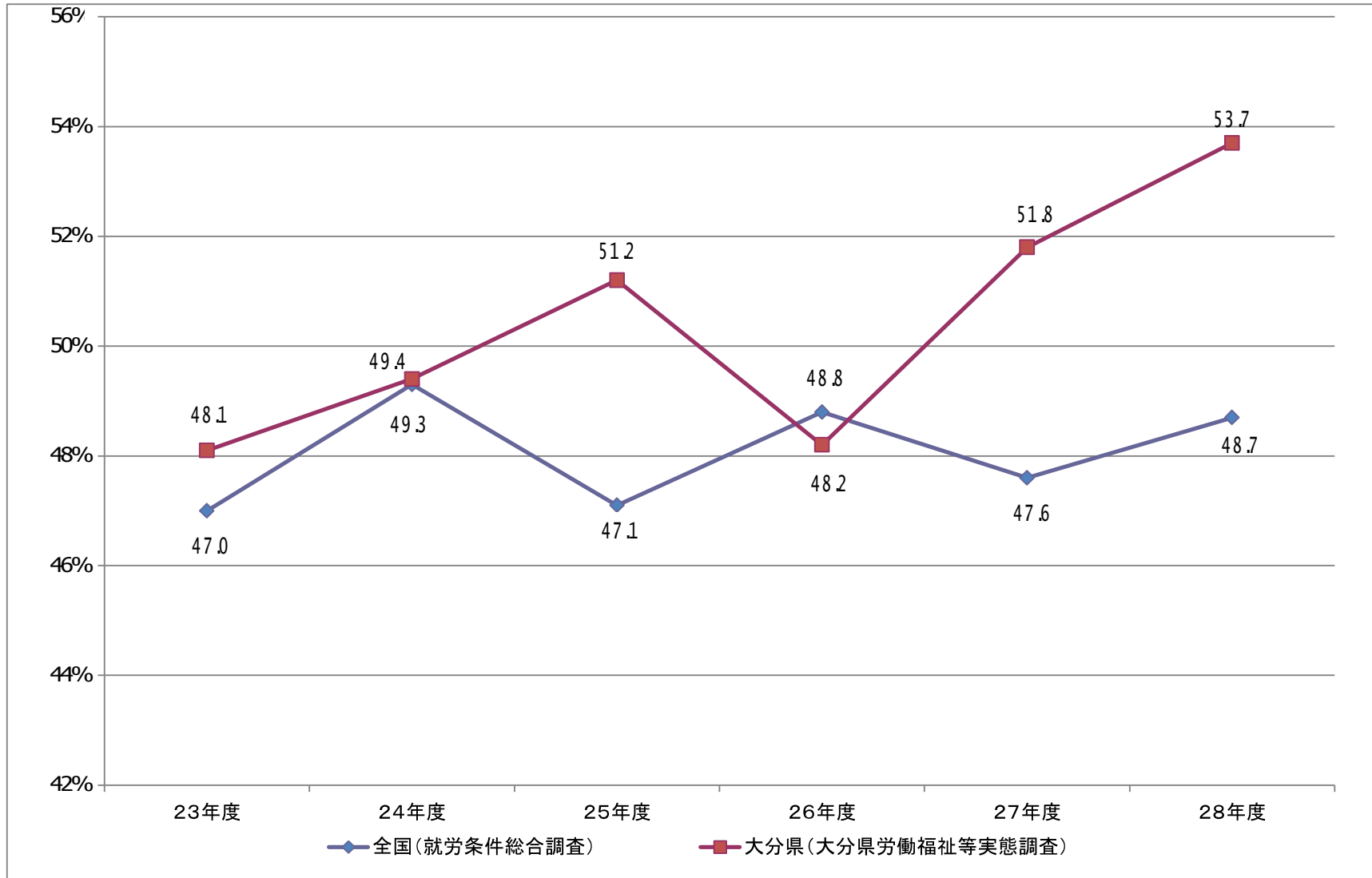
大分県働き方改革推進会議

## 一般労働者の年間労働時間の状況

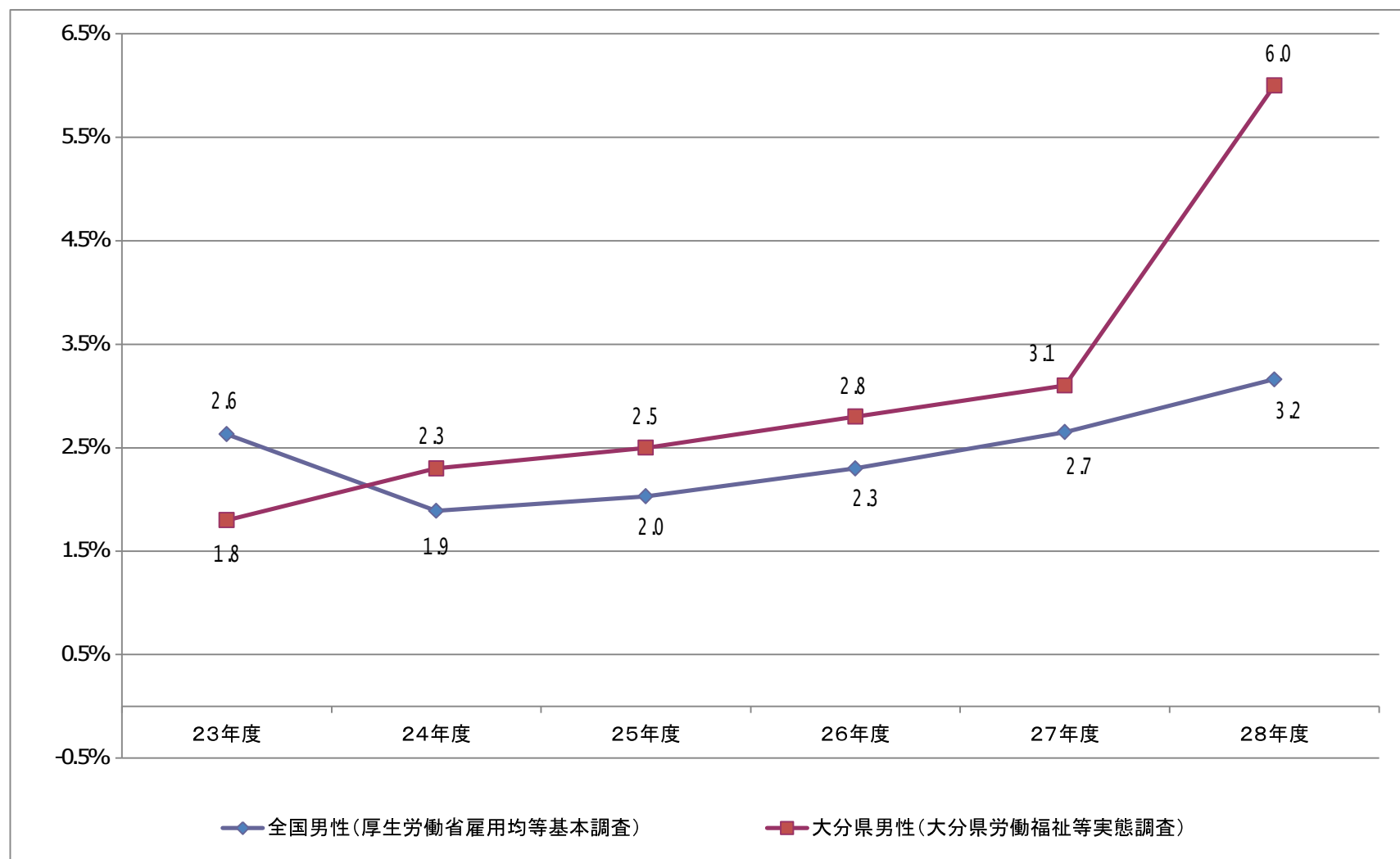


厚生労働省「毎月勤労統計調査」より(事業所規模30人以上)  
※「一般労働者」とはいわゆる正社員のこと。

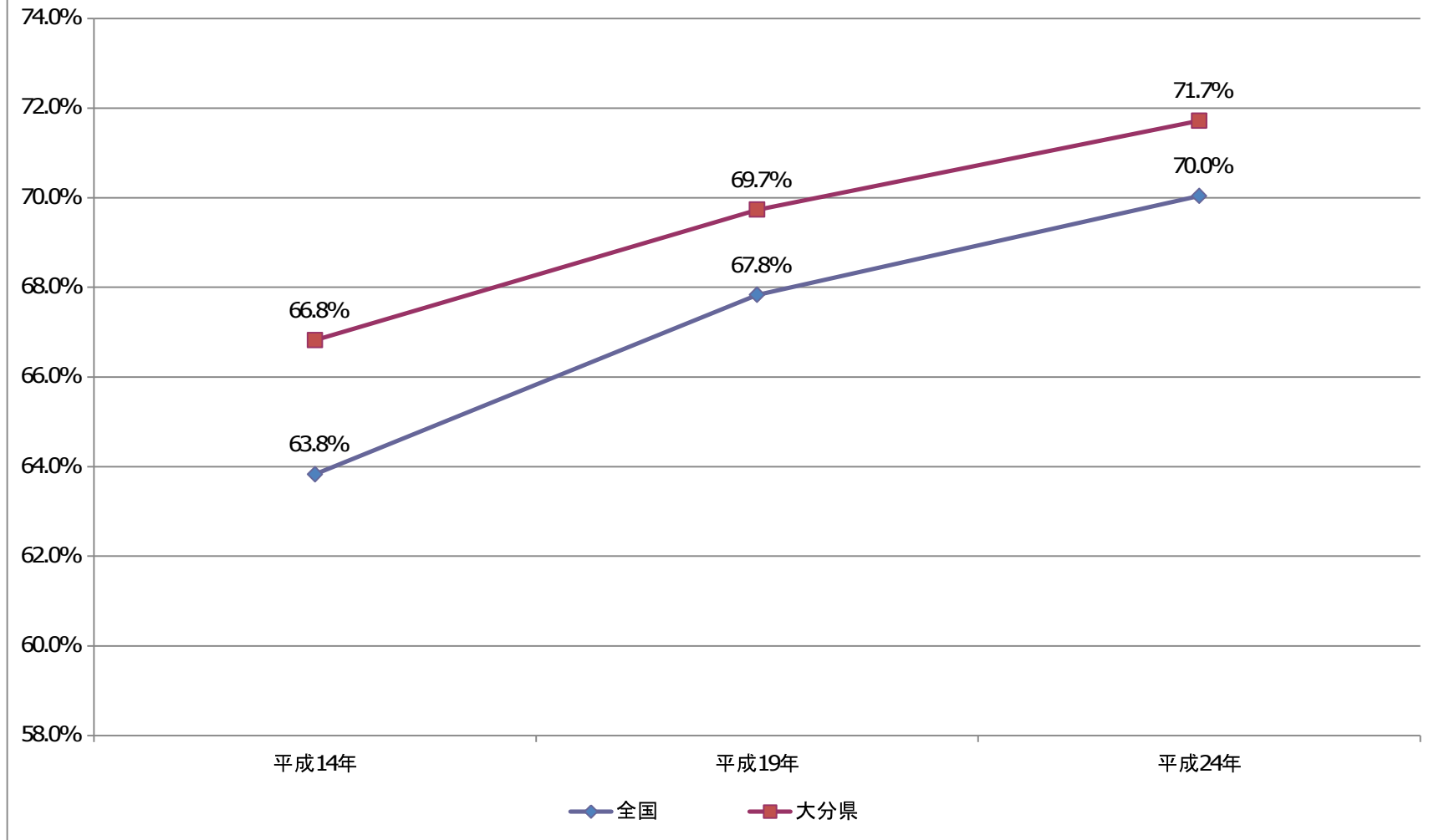
# 年次有給休暇取得率



## 育児休業取得率(男性)



## 女性の就業率(25～44歳)



総務省「就業構造基本統計調査」より

【参考】厚生労働省「労働力調査」(H28)による全国の実業率  
平成28年(全国) 72.8%

仕事と生活の調和推進のための行動指針 数値目標（内閣府）

	数値目標設定指標	2020年	全国の現状	大分県の現状	
Ⅰ 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅰ、Ⅲにも関わるもの)	20～64歳	80%	78.1%	76.7% ※
		20～34歳	79%	76.1%	76.1% ※
		25～44歳 (女性)	77%	71.6%	71.7% ※
		60～64歳	67%	62.2%	59.6% ※
	②	時間当たり労働生産性の伸び率(実質、年平均)(Ⅰ、Ⅲにも関わるもの)	実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準	0.9%(2005～2014年度の10年間平均)	—
③	フリーターの数	124万人※ピーク時比で約半減	約167万人	—	
Ⅱ 健康で豊かな生活の確保できる社会	④	労働時間の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業で実施	52.8%	—
	⑤	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5%	8.2%	8.6% ※
	⑥	年次有給休暇取得率	70%	48.7%	53.7% ※
	⑦	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	100%	60.7%	—
Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑧	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29%	14.8%	—
	⑨	自己啓発を行っている労働者の割合	70%(正社員) 50%(非正社員)	43.3%(正社員) 16.4%(非正社員)	—
	⑩	第1子出産前後の女性の継続就業率	55%	38.0%	—
	⑪	保育等の子育てサービスを提供している数	認可保育所等(3歳未満児)116万人(2017年度)	認可保育所等(3歳未満児)92万人	—
			放課後児童クラブ122万人(2019年度)	放課後児童クラブ102万人	—
	⑫	男性の育児休業取得率	13%	3.16%	6.0% ※
⑬	6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	1日当たり2時間30分	1日当たり67分	1日当たり86分	

※については、国と県で出典が異なります。

①及び⑤ 国は総務省「労働力調査(H27平均)」、県は総務省「就業構造基本統計調査(H24)」より算出

⑥国は厚生労働省「平成28年就労条件総合調査」、県は「大分県労働福祉等実態調査(H28)」より

⑫国は厚生労働省「雇用均等基本調査(H28)」、県は「大分県労働福祉等実態調査(H28)」より

⑬国・県とも総務省「社会生活基本調査(H23)」より